

和木町社会福祉協議会法外援護資金
貸付規程

(総 則)

第1条 和木町社会福祉協議会は、法外援護資金（以下資金という。）の貸付業務を行うものとする。

(資金貸付対象)

第2条 資金の貸付は、低所得のため生活をおびやかされるおそれある生計困難者であつて、世帯更生運動の対象世帯として適切な計画の下に自立更生の可能性を有し、かつ、その自立更生に必要な資金の融資を他から受けることが困難な者で他の援護資金を延滞していない者に対して審査の上行うものとする。

(資金の種類及び条件)

第3条 資金の種類及び条件は、次のとおりとする。

別 紙

2. 資金の貸付を受けようとする者は、連帯保証人2名をたてなければならない。

3. 前項に規定する保証人は、その世帯の更生の指導にあたる民生委員及び本町内居住する成年であつて、連帯責任を負うに足る身元確実なものでなければならない。

(借入申込及び貸付手続)

第4条 資金の貸付を受けようとする者は、法外援護資金申込書（様式第1号）により担当民生委員を経由して、会長に提出しなければならない。

2. 前項の担当民生委員は、申込書の提出を受けたとき、借入申込書、調査書（様式第2号）を添付して会長に提出しなければならない。

3. 会長は、第1項の申込書及び前項の調査書を受理したときは、内容を調査し、決定し、担当民生委員を通じて適否を申込者に通知する。（借用書の提出と貸付金の交付）

(借用書の提出と貸付金の交付)

第5条 借入申込者は、前条の貸付決定を受けたときは、借用書（様式第3号）に本人及び保証人の印鑑捺印の上、会長に提出し、貸付金の交付を受けるものとする。

(償還金期限の延長)

第6条 会長は、借受人が災害、その他やむを得ない事情のため、決められた償還期日までに資金の償ができないと認めるときは、貸付元金及び利子について償還を延長することができる。

(資金の返済)

第7条 会長は、借受人が次の各号の1に該当するときは、償還期日前であつても貸付金の一部又は将来に向つて貸付金の貸付を停止することができる。

1. 借受の申出があつたとき。

2. 借受人が事業を怠り、成業の見込がないと認められたとき。

3. 借受人がみだりに借入金の使途を変更し、他に流用したとき。

4. 借受人が故意に元金及び利子の支払を怠つたとき。

5. 借受人が本町外に住居を変更したとき。

(元金及び利子の償還)

第8条 借受人は、償還計画にしたがい、指定期日までに所定の元金及び利子を担当民生委員を通じ、会長に納入しなければならない。

(会長の委任)

第9条 前各条の外、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から実施する。

以 上

別 紙

第 3 条 資金の種類及び条件は、次の通りとする。

(1) 更生資金

種 類	貸付限度額	据置期間	利 息	償還期間
生 業 費	40,000	6ヶ月以内	無利子	3年以内
支 度 金	50,000	〃	〃	〃
技 能 習 得 費	50,000	〃	〃	〃

(2) 生活資金

種 類	貸付限度額	据置期間	利 息	償還期間
生 活 費	40,000 (特)50,000	3ヶ月以内	無利子	3年以内
出 産 費	同 上	〃	〃	〃
葬 祭 費	同 上	〃	〃	〃

(3) 療養資金

種 類	貸付限度額	据置期間	利 息	償還期間
療 養 費	50,000	1ヶ年以内	無利子	3年以内

(4) 住宅補修費

種 類	貸付限度額	据置期間	利 息	償還期間
補 修 費	50,000	6ヶ月以内	無利子	3年以内

以 上